

学務課

## 幼児教育・保育無償化への区の基本的な考え方について

### 1 背景

「子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）」に基づく、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が、平成27年4月に開始され、幼稚園や保育園に対して、公定価格に基づく財政支援を保障する施設型給付が創設されました。

国は、令和元年10月に8%から10%に引き上げを予定している消費税を財源として幼児教育・保育の無償化を実施することになりました。

区では、これまで新制度の開始にあわせて、区立幼稚園保育料を17年ぶりに改定するとともに、第2子以降の保育料を無料とするなど、保護者負担の軽減に取り組んできました。

### 2 今後の対応

国は急速な少子化の進行並びに幼児教育・保育の重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、令和元年10月から、3歳から5歳の保育料を無償とすることとしました。

これに伴い区では、国の幼児教育・保育の無償化の考えに基づき、令和元年10月から、区立幼稚園に通う3歳から5歳の子どもたちの保育料を無料とします。

なお、今回の「子ども・子育て支援法施行令」の一部改正に伴い、通常保育終了後に実施している子育てサポートの保育料についても、一部無償化になりますが、庁内関係課と内容を調整し、今後、速やかに規定整備等を行います。

#### （1）「保育料」について

現行の区立幼稚園保育料は、応能負担の原則に基づき、世帯の収入に応じて負担していただくこととしており、所得割課税額5,000円以下の世帯の階層（C1）の月額2,100円から所得割課税額211,201円以上の世帯の最高階層（C5）の月額8,000円まで設定されていますが、国の幼児教育・保育の無償化の考えに基づき、令和元年10月から0円（無料）に改定します。

#### （2）保育料の算定について

当年度分の4月から8月分の保育料について、条例では、前年度の区民税額により算定し、9月から3月分については、当該年度の区民税額により算定することとなっています。

国は、事務の円滑な実施の観点から、経過措置として、今年度に限って切替月を9月とせず、10月からとすることができるとしていますが、区ではシステム上、子育てサポート保育料を9月に算定する必要があることから、従前のおり切替月を9月とします。

### 3 実施の時期

令和元年10月1日

### 4 財政負担について

令和元年度の保育料の歳入額については、71,881千円の見込みでしたが、無償化後の歳入額は、概算で3,100万円になり、約4,000万円の減収となりますが、令和元年度については国から、「子ども・子育て支援臨時交付金」で補助される予定です。

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和元年6月	第2回港区議会定例会（「港区立幼稚園の保育料に関する条例」の一部改正議案提出）
7月	区民文教常任委員会（「子育てサポート保育料」の一部無償化」についての報告）
7～8月	広報みなど、ホームページ等での周知
10月	幼児教育・保育無償化の実施

#### 《参考》

##### 幼児教育・保育無償化後の私立幼稚園の保育料について

国の幼児教育・保育無償化では、港区内の私立幼稚園（14園）の保育料は、月額25,700円を上限として無償化されることとなっています。

現行

区立幼稚園保育料

各月初日における在籍幼児の 属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層 区分	定 義	第 1 子の幼児	第 2 子以降の幼児
A	生活保護世帯	0	0
B	区市町村民税非課税世帯及び区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0
C	1 区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	(年額 24,760) <b>2,100</b> 3月分のみ 1,660	0
	2 区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	(年額 37,150) <b>3,100</b> 3月分のみ 3,050	0
	3 区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	(年額 74,300) <b>6,200</b> 3月分のみ 6,100	0
	4 区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	(年額 84,500) <b>7,100</b> 3月分のみ 7,300	0
	5 区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	(年額 96,500) <b>8,000</b> 3月分のみ 8,500	0



改正後

各月初日における在籍幼児の 属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層 区分	定 義	第 1 子の幼児	第 2 子以降の幼児
A	生活保護世帯	0	0
B	区市町村民税非課税世帯及び区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0
C	1 区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	0	0
	2 区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	0	0
	3 区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	0	0
	4 区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	0	0
	5 区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	0	0

国における幼児教育・保育無償化の内容

1 幼児教育・保育無償化の全体像(保育園・幼稚園等)

区分	子どものための教育・保育給付(現行)		子育てのための施設等利用給付(新設) ※私立幼稚園以外は、保育の必要性がある人(施設等利用認定の新2号、新3号認定者)のみ対象							
	・保育園(公私立) ・認定こども園(2、3号認定)	・幼稚園(公立・新制度私立) ・認定こども園(1号認定)	認可外保育施設(児童福祉法の届出必須)				ファミリーサポート、ベビーシッター、病児保育等	私立幼稚園 (新制度未移行)	幼稚園の預かり保育	障害児通所施設
			港区保育室	認証保育所	証明書交付あり	証明書交付なし (5年間の経過措置)				
内容	<p>【3～5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料を無償化</li> <li>・給食費(主食費3,000円、副食費4,500円)を実費徴収</li> <li>※年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費を免除</li> </ul> <p>【0～2歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯のみ無償化</li> </ul>	<p>【3～5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料を無償化</li> <li>・給食費を実費徴収</li> <li>※給食実施園のみ</li> <li>※年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費を免除</li> </ul>	<p>【3～5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月37,000円まで無償化</li> </ul> <p>【0～2歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯のみ月42,000円まで無償化</li> </ul>				<p>【3～5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料を月25,700円まで無償化</li> <li>・給食費を実費徴収</li> <li>※給食実施園のみ</li> <li>※年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費を月4,500円まで助成</li> </ul>	<p>【3～5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日額450円、月上限11,300円まで無償化</li> </ul>	<p>【3～5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担額を無償化</li> </ul>	

2 多子世帯の負担軽減策

区分	・保育園(公私立) ・認定こども園(2号認定)	・幼稚園(公立、新制度私立) ・認定こども園(1号認定)	私立幼稚園 (新制度未移行)	
無償化後	兄弟の状況	保育園、地域型保育事業、幼稚園、認定こども園 特別支援学校、児童福祉法に定める(医療型)児童発達支援を行う施設等を利用している児童	小学校3年生までの児童	小学校3年生までの児童
	保育料	無料	無料	無料(月25,700円まで)
	給食費	1人目 実費徴収 2人目 実費徴収 3人目以降 副食費無料	1人目 実費徴収 2人目 実費徴収 3人目以降 副食費無料 ※給食実施園のみ	3人目以降、副食費を月4,500円まで助成
現行	兄弟の状況	保育園、地域型保育事業、幼稚園、認定こども園 特別支援学校、児童福祉法に定める(医療型)児童発達支援を行う施設等を利用している児童	小学校3年生までの児童	小学校3年生までの児童
	保育料	2人目 半額 3人目以降 無料	2人目 半額 3人目以降 無料	※就園奨励費として以下の額を補助 2人目 月約12,850円 3人目以降 月約25,700円
	給食費	—	—	—